

人材育成推進室設置規程（平成30年総社市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>総社市人材育成推進室設置規程</u></p> <p>（職員） 第3条 略 2 推進室に室長代理，主幹，<u>室長補佐</u>，主査，主任その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（職務） 第4条 略 2 室長代理<u>及び主幹</u>は，室長を助け，所属職員を指揮し，室長に事故があるときは，その職務を代理する。 3 <u>室長補佐</u>は，室長を助け，推進室の事務を整理し，室長に事故があるときは，その職務を代理する。 4～6 略</p> <p>（専決事項等） 第6条 略 2 室長を除く推進室に属する職員の代決の順序は，総社市事務決裁規程に定めるそれぞれの職の例による。ただし，室長の専決事項については，室</p>	<p style="text-align: center;"><u>人材育成推進室設置規程</u></p> <p>（職員） 第3条 略 2 推進室に室長代理，主幹，主査，主任その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（職務） 第4条 略 2 室長代理は，室長を助け，所属職員を指揮し，室長に事故があるときは，その職務を代理する。 3 <u>主幹</u>は，室長を助け，推進室の事務を整理し，室長に事故があるときは，その職務を代理する。 4～6 略</p> <p>（専決事項等） 第6条 略 2 室長を除く推進室に属する職員の代決の順序は，総社市事務決裁規程に定めるそれぞれの職の例による。ただし，室長の専決事項については，室</p>

改 正 後	改 正 前
長代理及び主幹が第1次代決者として、 <u>室長補佐</u> が第2次代決者として処理することができる。	長代理が第1次代決者として、 <u>主幹</u> が第2次代決者として処理することができる。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。